令和3年度 第2回 沖縄県地域医療対策協議会

議題 2

地域枠医師における診療科別専攻医数の 上限設定について(案)

令和4年3月 沖縄県保健医療部医療政策課

地域枠医師における診療科別専攻医数の上限設定について(案)

1 地域枠医師については、離島・北部の医療ニーズが高い診療科の専攻医数が 十分でない一方で、ニーズが比較的限られる診療科の専攻医数が増える傾向に あることが課題となっていた。

これらの課題に対応するため、令和2年度の第2回・第3回地域医療対策協議会の協議を経て<u>令和2年度末に地域枠キャリア形成プログラムを改正し、地域枠医師の専門研修では、選択する診療科によっては人数制限を設ける場合がある旨の規定を設けたところ</u>である。

他方、直近の将来4年間の指定医療機関における必要配置医師数の見込みを推計した結果、既に診療科選択への介入が求められる状況にあると考えられ、 そのため、<u>令和5年度の専門研修開始者から当該人数制限を設けることとした</u>い。

2 診療科別専攻医数の上限設定方法等

別紙のとおり。

診療科別専攻医数の上限設定について(地域枠)(案)

1. これまでの経緯・課題

- ①離島・北部の医療ニーズが高い診療科の専攻医数が十分でない一方で、ニーズが比較的限られる診療科の専攻医数が増える傾向にある問題が生じていた。 【別紙1参照】
- ②制度上の診療科制限がないため、個別の説明・説得等による対応にも限界が生じていた。
- ③これらの課題に対応するため、 令和2年度の第2回・第3回 地域医療対策協議会の協議を 経て、同年度末に地域枠キャ リア形成プログラムを改正。

2. 地域枠キャリア形成 プログラムの改正(R3.3)

沖縄県地域枠キャリア形成プログラム 3(2)[p.3]

「ただし、地域住民の医療ニーズが限られる診療科を選択した場合、指定医療機関における医師の配置状況から、専門研修修了後に円滑に勤務できない可能性があります。したがって、地域枠医師の専門研修では、選択する診療科によっては人数制限を設ける場合があります。この場合、地域枠医師、センター及び指定医療機関等の関係者による調整を行い、最終的には地域医療対策協議会の協議を経て知事が承認します。」(注1)

注1)下線部分は、令和3年3月31日付で改正(追記)した箇所。

3. 令和5年度研修開始者から制限を設けるべき理由

令和4年度から4年間の指定医療機関における必要配置医師数の見込みを推計した結果、一部の診療科では複数の医師による同一時期の義務履行が困難な見通しとなる一方、必要医師数の確保が危惧される診療科選択への介入が求められる状況にあることから、できる限り早期に具体的な手立てを講じる必要がある。

【別紙2参照】

診療科別専攻医数の上限設定について(地域枠)(案)

4. 具体的手法

- ①毎年度、指定医療機関等(病院事業局等)と調整の上で「義務履行時の必要配置医師見込数及び専攻医募集上限案(注3)」(事務局案)を意向調査実施に先立つ6月末頃までに作成(・更新)し、意向調査時に地域枠学生・医師に示す。
- ②意向調査実施と並行して同案を 年度途中の地域医療対策協議会 で協議し合意を得た上で、知事 が正式に承認。
- ③専攻医応募・採用決定後(11月 以降)の地域医療対策協議会で、 次年度研修開始者の診療科選択 状況を報告。
- 【①~③:別紙3参照】

(参考)令和3年度の対応

地域枠学生・医師が地域医療支援センターに毎年7月末日までに提出することになっている「意向調査票」(注4)の提出依頼に当たり、令和5年度以降の専門研修開始者を対象として診療科別専攻医数の上限設定を行っていく方針であることを文書に記載し、周知した(注5)。

【別紙4-1、別紙4-2参照】

注4)沖縄県地域枠キャリア形成プログラム 4(2) [p.8] において、「地域枠学生及び地域枠医師は、毎年 7 月末日までに、センターに『地域枠医師等のキャリアプラン作成に係る意向調査票』(様式 1)を提出します。」とされている。

注5)周知文書においては、前提として、 地域医療対策協議会での協議を踏ま えて当該方針を決定することとして いる。

注3)診療科ごとに、専門研修修了の翌年度(義務履行開始)から一定期間 (4年) を取り、**当該期間の退職者等の見込数を必要配置医師見込数とし**、**その補充に 必要な専攻医数**と年度ごとの割当を考慮し、妥当な募集上限を設定。

《例》令和5年度開始者(A診療科:専門研修修了まで最短3年)

- ①**義務履行時の必要配置医師見込数** 令和8年度~令和11年度 **計B**人
- ②専攻医募集上限案

令和5年度 専攻医募集上限 \mathbf{C} 人(以内)

地域枠医師の専門研修状況

	診療科	H29 (研修開始)	H30	R1	R2	R3	計
ズ離	内科	2	7	2	5	3	19
が 島 比 ・	外科★		1		1		2
較 北	小児科★	1			1		2
的部	産婦人科★			2	2	2	6
高 地 い 域	麻酔科		1	1		1	3
科の	救急科			1	2		3
<u>医</u> 療	脳神経外科★						0
滑 二 二	総合診療★	1			1		2
I	小計	4	9	6	12	6	37
ズ離	皮膚科		2				2
が 島 比・	精神科			1			1
較 北	整形外科			1	2		3
的部	眼科		1		1	1	3
限 地 ら 域	泌尿器科★			1		1	2
れの る医 科療	耳鼻咽喉科					2	2
	放射線科					1	1
14 旗	病理診断科						0
	小計	0	3	3	3	5	14
	合計	4	12	9	15	11	51

注1) ★は、沖縄県では特に医師が不足している診療科として、指定診療科修学資金、特定診療科研修資金により、医師の養成・確保を図っているもの。

※令和2年度第2回沖縄県地域医療対策協議会の配布資料「参考2 地域枠制度の見直しについて」掲載表より(一部標記を修正)。

令和4年度から4年間の指定医療機関配置ニーズの総数(概算)

		17 16		
		診療科	指定医療機関(離島・北部)における 必要配置医師数の見込み概数 (令和4年度から令和7年度の4年間の総数)	備考 (指定医療機関のニーズ)
÷ = # .	No.		※現在すでに専門研修中の医師の配置を除いた数。	
高医離(1	内科*	15以上	
い療島 診二・	2	外科*	6	
療し北	3	小児科*	7	
科ズ部	4	産婦人科*	1	
が地)	5	麻酔科*	3	
比域丨	6	救急科	3	
較の	7	脳神経外科	1	
的	8	総合診療	8以上	
限医離	9	皮膚科	0	
ら療島	10	精神科	1	精神保健指定医取得者の配置。
れニ・	11	整形外科*	4	
る「北	12	眼科	1	新たな配置は県立八重山病院に限る。
診ズ部)	13	泌尿器科	1	
療が地	14	耳鼻咽喉科	0	
科比域較の	15	放射線(診断)科	2	読影専門医取得者の配置。
的りし	16	病理診断科	1	

- ・複数配置の診療科*では、例として2年勤務→サブスペシャルティ領域等研修→2年勤務。地域枠先輩医師と後輩医師とで、屋根瓦方式の指導体制を目指す。
- ・琉球大学医局から派遣を受ける1人医師診療科の派遣人数が増える(指定医療機関側も受入可能となる)場合には、柔軟に対応し上限を変更することを検討。
- ・留年・育休・サブスペシャルティ領域等研修による変動は考慮していない。
- ・「沖縄県地域枠キャリア形成プログラム」3(4)に定められた優先順位で配置調整。

※令和3年6月に医療政策課、地域医療支援センター、病院事業総務課で調整し作成

診療科別専攻医数上限設定に係る毎年度のスケジュール・イメージ (令和5年度開始者の例)

	1-10-1								'	1- 140 1			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
専門研修								応募·採 用決定 (1次)	応募·採 用決定 (2次)				新規 研修 開始
キャリア形 成プ ロク゛ ラム				意向調査									
地対協					•								
意向調査前までに 義務履行時の必要配置医師見込数 みび専攻医募集上限案」(事務局案) を作成					「義務 及び	専攻医募集上限の知事承認を 地域枠学生・研修医あて通知 第2回または第3回会合で 地域枠医師の診療科選択 「義務履行時の必要配置医師見込数 及び専攻医募集上限案」(事務局案) を協議し合意を得る							

意向調査に際し

「義務履行時の必要配置医師見込数 及び専攻医募集上限案」(事務局案) を提示



令和3年7月15日

地域枠医師 各位

沖縄県地域医療支援センター長 大 屋 祐 輔 (公印省略)

沖縄県からの診療科別専攻医数上限設定に関する通知および 「地域枠医師等のキャリアプラン作成に係る意向調査票」提出のお願い

地域枠学生および地域枠医師の皆様におかれましては、毎年「地域枠医師等のキャリアプ ラン作成に係る意向調査票」を提出する必要がございます(「沖縄県地域枠キャリア形成プ ログラム」P. 8参照)。今回、地域ニーズに対応するため、県から新たに下記の重要連絡事 項が追加されています。その内容を十分ご確認いただいた上で、下記の通り調査票をご提出 いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 1 提出書類 別添「地域枠医師等のキャリアプラン作成に係る意向調査票」に、記入例を 参考にしてご記入ください。
- 2 提出方法 同封の返信用封筒にて、沖縄県地域医療支援センター宛へご送付ください。 センターでとりまとめた後、沖縄県に提出いたします。
- **3 提出期限** 令和 3 年 7 月 30 日 (金) 必着

【重要連絡事項】

地域枠医師の専攻医登録については、指定医療機関の医師配置状況から、令和5年度以降の専門研修 開始者を対象にキャリア形成プログラム3(2)に基づく診療科別専攻医数の上限設定を行っていきます(正 式には、令和3年度中の地域医療対策協議会で協議の上、当該方針を決定予定)。

上限設定の考え方は、現段階では別紙のとおりです。

令和4年度からの専門研修開始者におかれても、地域医療に従事する明確な意思を持って選抜された 地域枠医師としての責務を改めてお考えいただき、専門研修後の円滑な義務履行が可能となるよう、ぜ <u>ひ地域ニーズの大きな診療科を選択していただくようお願いします。(すでに、当面の新たな配置が困難</u> な診療科が生じておりますのでご理解をお願いします。)

【お問い合わせ先】沖縄県地域医療支援センター (担当:大城有紀子) 〒903-0215 沖縄県中頭郡西原町字上原 207 番地 琉球大学病院内 おきなわクリニカルシミュレーションセンター101

TEL: 098-895-1225/1226 Email: yukikota@jim.u-ryukyu.ac.jp

(別紙)



地域枠診療科別専攻医数の上限設定の考え方

<診療科ごとの専攻医数上限設定の考え方>

例えば、令和4年度から4年間の配置ニーズを整理すると下表のとおりですが、このような将来の配置ニーズをもとに、診療科ごとの専攻医数の上限を設定させていただくことになります。

令和5年度専門研修開始者に対応した義務履行時の必要配置医師数の見込みは改めて整理し、後日お示ししますが、診療科ごとの傾向は、下表でお示ししている令和4年度から4年間の配置ニーズを参考にしてください。

	診療科	指定医療機関(離島・北部)における 必要配置医師数の見込み概数 【令和4年度から令和7年度の4年間の総数】	備考 (指定医療機関のニーズ)
No.		※現在すでに専門研修中の医師の配置を除いた数。	
1	内科*	15以上	
2	小児科*	7	
3	皮膚科	0	
4	精神科	1	精神保健指定医取得者の配置。
5	外科*	6	
6	整形外科*	4	
7	産婦人科*	1	
8	眼科	1	新たな配置は県立八重山病院に限る。
9	耳鼻咽喉科	0	
10	泌尿器科	1	
11	脳神経外科	1	
12	放射線科	2	読影専門医取得者の配置。
13	麻酔科*	3	
14	病理科	1	
15	救急科	3	
16	総合診療	8以上	

- ・ 複数配置の診療科*では、例として2年勤務→サプスペシャルティ領域等研修→2年勤務。地域枠先輩医師と後輩医師 とで、屋根瓦方式の指導体制を目指す。
- ・ 琉球大学医局から派遣を受ける1人医師診療科の派遣人数が増える(指定医療機関側も受入可能となる)場合には、 柔軟に対応し上限を変更することを検討。
- ・ 留年・育休・サブスペシャルティ領域等研修による変動は考慮していない。
- ・「沖縄県地域枠キャリア形成プログラム」3(4)に定められた優先順位で配置調整。